
F 0 0 2. 食品等輸入届出事項呼出し

業務コード	内 容
I F B	食品等輸入届出事項呼出し

1. 業務概要

「食品等輸入届出事項登録（I F A）」業務により登録した食品等輸入届出事項を訂正するため、食品等輸入届出事項登録用画面に案内する業務である。

また、共通管理番号を利用し、輸入申告等及び関連省庁の届出・申請で登録された共通項目を呼出す場合も本業務を利用する。

2. 入力者

全利用者（税関を除く）

3. 制限事項

なし

4. 入力条件

(1) 入力者チェック

システムに登録されている利用者であること。

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」を参照

(B) 項目間関連チェック

「入力項目表」を参照

(3) DB関連チェック

(A) 利用者

①「利用者DB」に登録されている利用者であること。

②届出受付番号の入力がある場合は、食品等輸入届出事項登録をした利用者と同じであること。
税関以外の利用者であること。

(B) 届出受付番号（輸入届出事項の訂正の場合）

①「食品等輸入届出DB」に登録されていること。

②届出されていないこと。

③無効でないこと。

(C) 共通管理番号

①「共通管理番号DB」に登録されていること。

5. 処理内容

(1) 食品等輸入届出事項呼出し処理

入力された届出受付番号により各種DBを検索し、食品等輸入届出事項を食品等輸入届出事項登録画面に出力する。

(2) 共通項目呼出し処理

入力された共通管理番号により「共通管理番号DB」を検索し、登録されている共通項目を食品等輸入届出事項登録画面に出力する。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
食品等輸入届出事項登録情報	なし	入力者

7. 特記事項

本業務にて呼出す共通項目については、オンライン業務共通設計書の別紙D10「共通管理番号関連機能」の「特記事項」を参照。